

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）抄

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（採用等）

第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわらず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者の志願に基づき、防衛省令で定めるところにより、選考によつて行うものとする。

2・3 （略）

（準用）

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四〇号）抄

（年齢の範囲）

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満

二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上三十歳未満

2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

(年齢の制限)

第三十三条 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。

一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十七歳未満

二 三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）別表第九に定める年齢に二年を加えた年齢に満たないもの

2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。

一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十二歳未満

二 三等陸曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について令別表第九に定める年齢から三年を減じた年齢に満たないもの